

平成 24 年度の主な取組及び平成 25 年度の取組方向
〔 資 料 編 〕

1 県庁改革

- 政策課題に柔軟かつ的確に対応する体制の整備 1
- 「新しい公共」の視点に立った連携・協働の推進 2
- 人材の育成・活用, 組織力の強化 6
- 県民サービスの向上 11
- 業務の進め方の見直し, 無駄ゼロの推進 12

2 財政構造改革

- 本県の財政状況 15
- 保有土地対策による将来負担額の縮減 16
- 財政収支見通し及び財源確保目標額 19

3 出資団体改革

- 県出資団体数等の削減 20
- 経営評価結果 21

4 分権改革

- 地方の自主・自立に向けた改革の推進 23

平成25年度 組織等の主な改正概要

行財政運営の徹底した簡素・効率化を図りつつ、社会経済情勢の変化や県民ニーズの多様化への的確な対応、地方分権の進展を踏まえた自主的・自立的な行財政運営体制の確立を図るため、次のとおり組織等の改正を行う。

1 国体開催準備体制の強化

第74回国体開催6年前を迎え、広報・県民運動や施設整備など開催準備業務が本格化するため、当該業務を教育庁から知事部局に移管し、「国体推進監」（知事公室長兼務）及び「国体推進課」を設置する。

2 国際戦略総合特区推進体制の強化

国際戦略総合特区のプロジェクトをより一層推進するため、企画部に「国際戦略総合特区推進監」（理事兼科学技術振興監兼務）を設置し、推進監のもと、研究機関、大学等との調整や庁内連携等の推進体制を強化する。

3 道路事業に係る計画的な保全・整備推進体制の整備

道路の老朽化等によりこれまで以上に維持管理の重要性が増加していることをふまえ、道路の計画的な保全・整備を推進するため、道路事業に係る企画調整業務を道路維持課に集約し、同課に「道路保全強化推進室」を設置する。

4 福祉体制の充実

- ① 児童虐待事案や生活保護世帯の増加に対応するため、児童相談所や県民センター等の体制を強化する（児童福祉司3名及びケースワーカー3名を増員）。
- ② 各県民センター等で実施している保育所、障害福祉サービス事業所、介護保険施設等への監査業務の効率化や監査水準の均一化等を図るため、当該業務を本庁の保健福祉部福祉指導課に集約し、同課に「福祉監査室」を設置する。

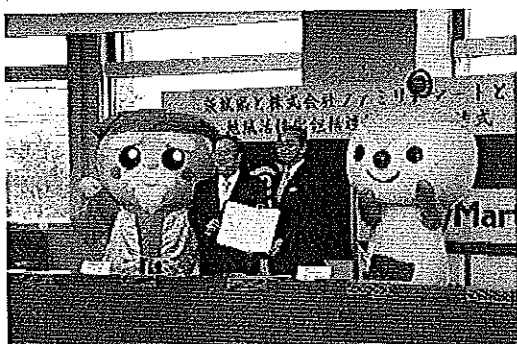
株式会社ファミリーマートとの地域活性化包括連携協定を締結

公開日 2012年11月6日

11月5日、県と株式会社ファミリーマートは、地域活性化や県民サービスの向上に取り組むことを目的とした、包括連携協定を締結しました。

本協定により、県産品オリジナル商品の開発・販売、観光振興、健康増進、環境対策など、9項目において相互の連携を強化し、様々な取り組みを進めていきます。

今回の包括協定締結を記念して、県産の食材を使ったお弁当や笠間のいなり寿司、紅あずまを使ったスイーツなど茨城県の味が楽しめるオリジナル商品を販売する「茨城うまいもんどころ商品フェア」を11月6日から関東地方を中心としたファミリーマート店舗で実施いたします。



締結の様子



オリジナル商品のPR

平成24年度における具体的な連携事項

(1) 茨城県産品オリジナル商品の開発・販売に関すること

- ・包括協定締結にあわせ、締結記念フェアを実施
「包括協定締結記念 茨城うまいもんどころ商品フェア」(H24. 11. 6~12. 3)

(2) 健康増進・食育に関すること

- ・いばらき健康づくり支援店の登録(直営店で実施)
- ・茨城県が主催する食育等に関するイベントへの参加
- ・健康情報に関するポスターの掲示やパンフレットの設置による情報の発信
- ・おむすび、お弁当、総菜などにカロリー表示や脂質量やナトリウムなどの含有量を表示。

(3) 観光情報・振興に関すること

- ・レジ液晶画面POPに茨城の観光情報を表示(包括協定締結から1ヶ月間 北関東3県で実施)
- ・各店舗における観光ポスターの掲示、観光パンフレットの設置、近隣観光施設の紹介・交通機関の案内
- ・レジ下のカタログラックなどを利用し、茨城県情報コーナーを設置
- ・茨城県民や観光客へのトイレ施設の開放
- ・自転車サポートステーションの設置

(4) 子育ての支援・青少年育成に関すること

- ・ いばらき子育て家庭優待制度の協賛（現在つくばエリア（19 店舗）のみ登録済、それ以外の店舗については検討）
- ・ セーフティステーション活動による「次世代の青少年健全育成」への取組
- ・ 「青少年の健全育成に協力する店」店舗登録への協力
- ・ 未成年者に対する酒類・たばこの販売禁止及び年齢確認の実施
- ・ 18 歳未満者に対する成人向け雑誌の販売・閲覧禁止と区分陳列の実施
- ・ 深夜における 18 歳未満者に対する帰宅の促進等、少年、少女の非行化防止

(5) 高齢者・障害者支援に関すること

- ・ 認知症サポーター養成講座受講促進と認知症に関する理解促進
- ・ 段差のない、自動ドアを基本とした入口と、車椅子が通れる通路幅を基本とした店舗デザイン

(6) 環境対策・リサイクルに関すること

- ・ 茨城エコ事業所の登録
- ・ レジ付近に「レジ袋いりませんカード」設置
- ・ レジ袋削減に向けたストアスタッフによる声掛け
- ・ 店内照明調光システムの導入による店内設備の省エネ化
- ・ 太陽光発電やLED照明・看板の導入による店外設備の省エネ化
- ・ 環境負荷をより軽減できる容器や包装材の使用促進
- ・ 低公害車・低燃費車の導入による配送車両のCO2等削減

(7) 地域・暮らしの安全・安心に関すること

- ・ セーフティステーション活動による安全・安心なまちづくり
※徘徊高齢者の保護や障害者等の介護及び通報・連絡。自主防犯体制（強盗・万引き等の防止対策）の整備。ATM利用者への声掛けによる振り込め詐欺への注意喚起。カラーボールの店内設置。防犯・交通安全PRイベントの実施。
- ・ 「子ども110番の家」、「かけこみ110番の家」としての役割
※女性や子ども等の駆け込み対応。その他事故や事件発生時の110番、119番通報の実施。
- ・ 犯罪被害者等支援事業の広報啓発活動への協力

(8) 災害対策に関すること

- ・ 災害時における生活必需物資の供給に関する協定締結（予定）

(9) その他、県民サービスの向上・地域社会の活性化に関すること

- ・ 茨城県政や暮らしに関するポスター、パンフレット等の設置による、県政情報の周知への協力
- ・ ベルマーク運動への参加（おむすび全品にベルマークを貼付）と回収したベルマークを地域の小学校などへ寄贈

茨城県災害時応援協定等締結状況一覧

東日本大震災後に締結した協定

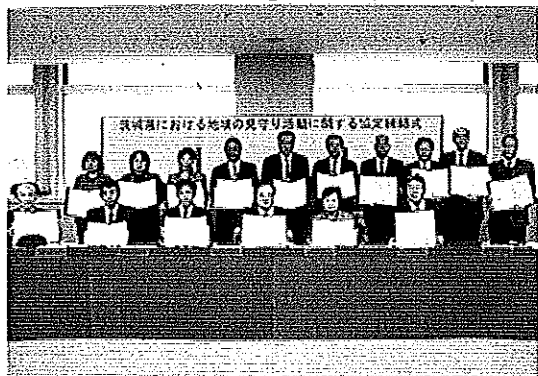
平成25年3月11日現在

番号	相手先	協定名	締結日
1	茨城県電気工業業工業組合	災害時の支援協力に関する協定	H25.3.11
2	茨城県児童福祉施設長会, 茨城県児童福祉施設協議会	災害時における児童福祉施設に関する基本協定書	H25.2.13
3	(社)茨城県建設業協会	災害警備活動時の協力に関する協定	H25.1.21
4	(社)プレストレスト・コンクリート建設業協会関東支部	災害時における橋梁の応急対策業務の支援協力に関する協定書	H25.1.19
5	茨城県倉庫協会	災害発生時の緊急救援物資の保管等に関する協定書	H25.1.17
6	(一社)日本橋梁建設協会関東事務所	災害時における橋梁の応急対策業務の支援協力に関する協定書	H25.1.9
7	(一社)茨城県心身障害者福祉協会	災害時における障害者福祉施設に関する基本協定書	H25.1.8
8	茨城県地質調査業協会	災害時における災害応急対策業務の支援協力に関する協定書	H24.11.28
9	茨城県陸砂利採取協同組合	災害時における災害応急対策の支援協力に関する協定書	H24.11.28
10	茨城県砕石事業協同組合	災害時における災害応急対策の支援協力に関する協定書	H24.10.15
11	茨城県アスファルト合材協会	災害時における災害応急対策の支援協力に関する協定書	H24.10.3
12	茨城県常温合材協会	災害時における災害応急対策の支援協力に関する協定書	H24.10.3
13	(社)茨城県宅地建物取引業協会	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	H24.6.20
14	(株)ジョイフル本田	災害警備活動時に必要な物資の調達に関する協定	H24.5.10
15	(株)山新	災害警備活動時に必要な物資の調達に関する協定	H24.5.10
16	(一社)茨城県介護老人保健施設協会	災害時における介護老人保健施設に関する基本協定書	H24.4.20
17	(一社)日本下水道施設業協会	自然災害等に伴う下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書	H24.4.19
18	(社)日本補償コンサルタント協会関東支部茨城県支部	災害時における応急対策業務の支援協力に関する協定書	H24.3.13
19	茨城県交通安全施設業協同組合	災害時における交通安全施設の災害応急対策等の支援協力に関する協定書	H24.3.13
20	(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部	医療ガス等の調達に関する協定書	H24.2.21
21	(一社)茨城県登録販売者協会	一般用医療品等の調達に関する協定書	H24.2.21
22	茨城県医療機器販売業協会	医療機器等の調達に関する協定書	H24.2.21
23	(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部	災害時における災害応急対策の支援協力に関する協定書	H24.2.21
24	(一社)茨城県建設コンサルタンツ協会	災害時における災害応急対策業務の支援協力に関する協定書	H24.2.21

※ 太枠内(番号1~17)が, 平成24年度に新たに締結した協定

茨城県における地域の見守り活動に関する協定締結式を開催

公開日 2012年12月4日



協定締結式の様子

茨城県、県警察本部、県民生委員児童委員協議会並びに各事業者は、高齢者等の孤立死を防止し地域の見守り活動を推進するため、協定を締結しました。

日時

平成24年12月4日(火曜日)14時30分から15時00分

場所

茨城県庁舎5階 庁議室

目的

この協定は、県民誰もが住み慣れた地域社会の中で、生涯にわたって安全で安心して生活することができる社会の実現を目指して、一人暮らしの高齢者、子ども等地域社会で支援する必要があると思われる者の生活の状況を見守る活動について、県と各事業者が相互に協力することにより地域福祉の向上及び安全な暮らしの実現に寄与することを目的とするものです。

協定の内容

県では、今後、各市町村及び各関係機関に対しこの協定の趣旨を周知し、市町村等と各事業者の皆様が地域見守り活動に関する取り組みの円滑な実施を図るために必要な支援を行います。

協定に参加いただく事業者は、県内の事業所等に対して、この協定の趣旨を周知するとともに、自らの業務に支障のない範囲内で各事業所等が地域における見守り活動にご参加いただきます。

なお、必要に応じ各市町村とは、個別に協定等を締結いただくこととなります。

協定締結団体

事業者(50音順・グループ別) 計14事業者

茨城県ガス協会、茨城県高圧ガス保安協会、茨城県生活協同組合連合会
いばらきコープ生活協同組合、生活協同組合パルシステム茨城、
常総生活協同組合、よつ葉生活協同組合、茨城新聞茨城会
東京電力株式会社茨城支店、水戸ヤクルト販売株式会社
古河ヤクルト販売株式会社、いわきヤクルト販売株式会社、
千葉県ヤクルト販売株式会社、ヤマト運輸株式会社茨城主管支店

関係機関

茨城県、茨城県警察本部、茨城県民生委員児童委員協議会

平成24年度 新人事評価制度に係る主な取組

1 新人事評価制度の概要

- 勤務評価と業績評価の2本立てにより評価。
- 勤務評価では、職務を遂行する過程で発揮された能力や勤務態度を評価。
- 業績評価では、目標管理の手法により業務の成果を評価。
- 平成18年度から試行を開始し、正課長級以上の職員については、平成24年度の評価結果から給与に反映。それ以外の職員については、引き続き試行を実施。

2 平成24年度の主な取組

(1) 給与反映の実施

平成24年度の評価結果から、以下のとおり給与に反映。

- 部長級及び次長級職員 → 勤勉手当・昇給に反映
- 正課長級職員 → 勤勉手当に反映

(2) 評価者研修等の実施

公正かつ円滑な人事評価を行うとともに、人事評価制度に対する職員の理解を促進し納得性を確保するため、以下の取組みを実施。

① 評価者研修の実施

対象者	実施回数等
正課長職員の評価者等 (主に次長級職員)	3回(5/17, 5/18, 5/22)
所属長 (主に課長級職員)	[全体研修] 1回(7/12) [班別研修] 6回(8/21~8/24, 8/28, 8/29)

② 人事評価制度に対する理解の促進

- 人事評価制度の意義や留意点等を解説した資料(人事評価のポイント)を作成し、職員に周知。
- 人事評価制度の意義等を解説したメルマガの配信(行革メルマガ活用)。
- 評価者アンケートにより、評価を行ううえでの困難事例や疑問点を収集。次期の制度の改善に活用。

平成24年度自治研修所研修について

1 基本的な考え方

職員の資質の向上と意識改革を図り組織の活力を最大限に高める県庁改革に資する人材を育成するため、職員研修を充実。

区 分		講座数	摘 要
一般研修（階層別研修）		8	新採職員研修，係長級研修，トップセミナー等
特別 研修	意識改革コース	7	前向き力向上講座，人事評価制度評価者研修等
	政策形成コース	3	政策研究講座等
	経営能力養成コース	6	県民満足度(CS)向上講座，民間との協働講座等
	行政実務コース	5	情報発進力向上講座，プレゼン能力向上講座等
合 計		29	

2 主な新規講座の実施状況

講座名	①民間との協働講座	②県民満足度（CS）向上研修
目 的	地域課題解決に向けて，民間と検討，議論を通じ，民間の見方，考え方，仕事の進め方等を修得する。	民間における顧客満足度（CS）の考え方から，県民の視点に立った，県民から満足いただける行政のあり方や実践方法を修得する。
講座概要	県職員と民間企業役員等を交え班ごとに共通テーマについて討議。 〔テーマ〕茨城県のイメージアップ 〔出席者〕 民間：役員・営業部門等12名 県：課長相当級以下 14名	県民満足度向上のための講義や，実例を交えての演習を実施。

3 自主研修グループ活動支援事業（新設）

目 的	県政の課題，行政運営の効率化，県民サービスの向上，業務能力の向上につながる自主的なグループの研修活動を支援する。
支援内容	・先進地研究出張旅費の支援 ・外部講師謝礼招へい費支援 等
助成上限	5万円／1グループ
実 績	3団体

茨城県総合計画を推進するための調査研究の推進

県総合計画を推進する上での課題解決に向けた調査研究に資するため、各所管課が行う「有識者との意見交換等」及び「先進事例等調査」に必要な予算を企画部企画課において一括して確保し、各所管課の支援を行う。

○ 有識者との意見交換等

3月1日現在で4回の実施を支援。課題解決に向けた研究を引き続き進めている。

〈有識者との意見交換実施状況〉

	名称	期日	実施部局
1	買物弱者対策研究会	H24. 12. 4～H25. 3. 26	政策審議室
2	東京圏における都市鉄道に関する研修会	H24. 12. 5	企画部
3	「北と南の出会い～茨城トクセッション～」(県北及び県南地域居住者による意見交換会)	H24. 12. 20	企画部
4	幸福度研究に係る研修会	H25. 1. 28	企画部

○ 先進事例等調査

3月1日現在で計20回、延べ8部局42名の調査を支援。視察結果は、次年度の重要政策の企画立案等に活用。

〈先進事例等調査実施状況〉

	調査内容	実施部局	人数
1	静岡県VE発表会への参加	総務部	1
2	受取利益流動化事業に係る状況調査	総務部	2
3	総合計画の推進に係る先進事例調査	企画部	2
4	いばらき農業成長プロジェクト推進に係る先進事例調査	農林水産部	3
5	地域包括ケアシステムに係る先進事例調査	保健福祉部	2
6	産業振興キーパーソンに係る先進事例調査	商工労働部	2
7	新エネルギー施策に係る先進事例調査	企画部・農林水産部	3
8	自動車産業取引参入支援に係る先進事例調査	商工労働部	2
9	北九州エコタウン廃衣料品再資源化モデル事業調査	生活環境部	3
10	鉄道先進事例調査	企画部	2
11	新地方公会計制度導入に係る先進事例調査	会計事務局	2
12	総合計画の推進に係る先進事例調査	企画部	2
13	大学との連携に関する先進事例調査	企画部	2
14	窯業製品系訓練科の事業運営に係る先進事例調査	商工労働部	2
15	企業との連携による教育活動推進事業に係る先進事例調査	教育庁	2
16	芸術・文化による市街地の賑わい創出に係る先進事例調査	企画部・生活環境部	4
17	子育て支援事業・少子高齢化対策に係る先進事例調査	企画部	2
18	岐阜県政策研究会への参加	企画部	1
19	在宅医療・介護連携推進に係る先進事例調査	保健福祉部	2
20	新エネルギー施策に係る先進事例調査	企画部	1

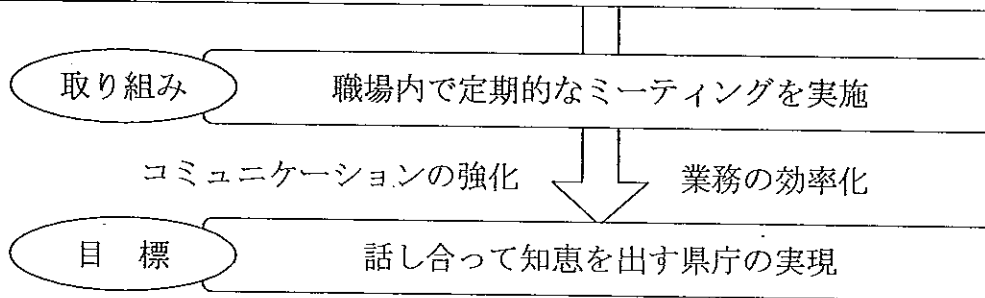
「週 1・ミーティング」の取り組みについて

県庁改革の取り組みの一つとして、平成24年7月から、全所属において週1回のグループミーティングを実施している。

1 目的

- 職員意識調査・若手職員ヒアリングの結果
 - ・「仕事に前向きに取り組むためには人間関係が大切」、「職場内でのコミュニケーションが不足している」という意見が多数
 - ・職員間の業務量に偏りがあると感じている職員が多く、チームでの対応が必要
 - ・「仕事を減らすべき」との意見も多く、業務の効率化を図ることが必要
- メンタルヘルス対策の観点からも職場内のコミュニケーション強化が重要

- 第6次行財政改革大綱の推進事項（県庁改革）
【活気ある職場づくり】
 - ・職場内での良好な人間関係の醸成と仕事に対する意欲を喚起するため、グループミーティングやランチミーティングなど様々な機会を捉えたコミュニケーションの強化を奨励する。



2 「週1・ミーティング」の取り組み方法

- 実施単位：グループを最小単位とする。
※職場の状況に合わせてグループ構成については、弾力的に運用可。
- 実施回数：最低週1回実施（GW、お盆、年末年始の時期等は除く）
- 実施時間：自由設定（1回30分程度を目安とする）
- テーマ：自由設定（スケジュール確認、課題の共有、情報交換、業務削減など）
- 留意事項：参加者全員が自由に発言できるミーティングとすること。
（上司が一方向的に意見を述べるだけの進め方は避けること）

3 実施状況

知事部局	実施率	ミーティング内容				
		スケジュール	課題共有	情報交換	業務削減	その他
7～12月	88.2%	40.1%	24.9%	25.3%	2.5%	7.1%

平成 24 年度『メルマガ県庁改革』 発行内容

NO.	期 間(日数)	内 容
1	4/9～4/13 (5)	県民サービス向上のポイント
2	4/23～5/1 (6)	職員に参加・実行してほしい推進内容
3	5/21～5/25 (5)	県民サービス “よしあし編 “
4	6/18～6/22 (5)	企業訪問記 1〔日立建機編〕
5	7/2～7/6 (5)	仕事の進め方の見直し
6	7/30～8/3 (5)	グループウェアを使いこなす
7	8/6～8/10 (5)	仕事と私事を両立するためにチェック！
8	8/20～8/24 (5)	企業訪問記 2〔常陽銀行編〕
9	8/27～8/31 (5)	ワークライフバランスの実現に向けて
10	9/26～10/2 (5)	新人事評価制度を考える
11	10/3～10/5 (3)	勤務希望等調査について
12	10/9～10/15 (5)	企業訪問記 3〔パナホーム編〕
13	10/23～10/26 (4)	ムダ排除・業務効率化の各部の取組紹介
14	11/5～11/9 (5)	防ごう！職員の交通事故
15	11/19～11/26 (5)	県民サービスについてチェック！
16	12/4～12/7 (4)	企業訪問記 4〔キヤノン編〕
17	1/8～1/11 (4)	企業訪問記 5〔伊那食品工業編〕
18	2/4～2/8 (5)	企業訪問記 6〔資生堂編〕
19	2/25～3/1 (5)	企業訪問記 7〔カスミ編〕

※ 太枠内が県民サービスの向上を目的に発信したもの

◆皆さんが知っている地域の魅力を、動画で紹介しませんか？
【広報広聴課：029-301-2129】

いばらきインターネットテレビ事業「いばキラTV」

<http://www.ibakira.tv/>

☆平成24年10月より好評配信中！☆

投稿動画
受付中！

いばらきインターネットテレビは、県内各地域に存在する人・物・イベント情報など、茨城の様々な魅力をリアルタイムに動画で配信していく、インターネットの新しい情報局です。
パソコンはもちろん、スマートフォンなどからも手軽に視聴できます。

【事業目的】

県民の郷土に対する愛着心や一体感をさらに高めるとともに、本県の映像産業等の人材育成の一助とするため、県内各地域の様々な情報をわかりやすく紹介する動画を制作し、インターネットを通じて生中継も交えて県内外に発信する。

【予算額】

186,843千円(H25年度当初予算案)

【事業スケジュール】

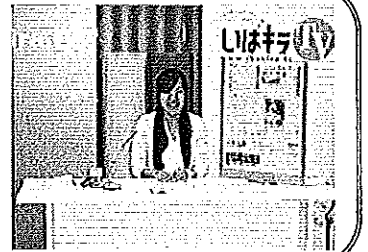
	平成24年度(1年目)				平成25年度 (2年目)	平成26年度 (3年目)	平成27年度 (4年目)	平成28年度 (5年目)
	1~6	7~9	10~12	1~3				
事前準備	全体の制度設計、 Web教育、Web構築							
番組制作		各種試験(機材・配信：H24.7~9月)、取材・番組制作						
配信			本放送(H24.10月~)					
運営			広告収入スキーム構築(H24.10月~H26.9月)、営業活動(H25.4月~)					

配信イメージ(平日)

朝 昼	08:15~08:30 LIVE いばキラモーニング
	8:30~12:20 特集番組 市町村/企業/学校/ 視聴者等投稿動画
	12:20~13:00 LIVE いばキラTVステーション
	13:00~16:55 特集番組(再放送) 市町村/企業/学校/ 視聴者等投稿動画
	16:55~18:00 LIVE いばキラTVステーション
	21:00~21:30 LIVE いばキラNIGHT(暫定)

○地域情報番組...

県庁内スタジオからリアルタイムで毎日定時配信。
県内の地域ニュースのほか、イベントやグルメなどの生活情報を総合的に発信し、土日はワイド版として一週間のニュースの振り返りや、イベント中継等も実施します。



○特集番組...

観光、学校、趣味など、特定の視点から県内各地を取材し、配信する。

ex) 「みんなの学校」

- ・県内の小学校等を週替わりで訪れ、学校生活や児童の夢などを通して茨城の教育環境を紹介する。



○投稿動画等...

市町村、企業、学校、県民など、視聴者から広く投稿動画等を募り、番組で取り上げて配信する。

ex) 「応援メッセージ」

- ・復興へ向けてがんばる県民へ、身近なあの人へ、視聴者が応援のメッセージを投稿する。



○その他...

災害時には緊急放送を随時配信。

※番組内容はH25年2月時点のものです。

※各コンテンツはオンデマンド配信で24時間視聴可能！

ムダ排除に関する全庁共通の重点取組項目（9項目）

- 1 業務の進捗状況等の確認、業務の情報化・O A化の推進
 - ・業務の進捗状況等を定期的に把握し、業務にかける人員を適切化
 - ・行政情報ネットワークを活用したスケジュール管理、課題解決に向けた場の設定
 - ・念のため作成する手持資料等、必要性の低い業務は撤廃
 - ・会議資料や各種照会等のデータベース化と検索効率等の向上
 - ・所属内の情報提供や回覧等は、行政情報ネットワークを活用し、手間や時間を短縮
 - ・新たな業務指示は早めに実施（週前半、午前中）
- 2 書類の整理・整頓による職場環境の整備
 - ・ムダ排除・時間外勤務縮減推進月間に合わせた書類整理週間の設定
- 3 資料の簡素化
 - ・資料は原則としてA 4サイズ1枚とし、複数枚の場合はテーマの分割等も検討
 - ・既存資料を活用できるものは、新規作成を避ける
 - ・重要項目には、アンダーラインや枠組みを活用し、見やすく作成
- 4 調査・照会等の見直し
 - ・必要性を再点検し、廃止を含めてそのあり方を見直し
 - ・調査期間の確保や記載例を付す等、円滑な回答作成への配慮
 - ・該当所属を見極めたうえでの調査、照会等の徹底
 - ・メールによる照会は、タイトルで重要度、回答期限を明示
- 5 会議の廃止・効率化
 - ・単なる説明のための会議は資料送付等により対応
 - ・対象者が同一の会議が複数ある場合は、合同で開催
 - ・代理出席者が多い会議は、廃止を含めてそのあり方を見直し
 - ・資料は出来る限り簡素化し、事前配布を徹底
 - ・あらかじめ終了時間を明示し、これを厳守
 - ・会議の目的を踏まえ、出席者は最少人数に絞り込み
 - ・会議開催場所等の見直し（会場の無料化等）
- 6 行事・イベントの廃止・効率化
 - ・目的を達成し、形骸化している行事・イベント等は廃止
 - ・目的や対象者が同様の行事・イベント等が複数の場合は、合同で開催
- 7 協議会等（任意の団体で、県に事務局が置かれているもの。）の見直し
 - ・所期の目的を達成した協議会等は廃止
 - ・同様の目的をもって設立された協議会等が複数の場合、統合等そのあり方を見直し
 - ・県に事務局を置くことの必要性を十分に検証
- 8 定期刊行物等の見直し
 - ・費用対効果を再点検
 - ・県ホームページ等の活用により、廃止又は発行回数を縮減
 - ・定期刊行物の送付先は、必要最低限
- 9 購読刊行物、委託業務の見直し
 - ・定期購読物については、必要最小限のものを除き削減
 - ・長期継続契約や一般競争入札の実施などにより、委託費を削減

平成23年度政策評価について

1 評価の目的

行政資源の効果的・効率的な配分、行政の説明責任の向上等を目的として政策評価を実施し、評価結果を県総合計画「いきいき いばらき生活大県プラン」の進行管理に活用するとともに平成25年度重要政策などの企画立案に反映する。

2 評価の対象

生活大県プロジェクト（以下「PJ」と言う。）、PJに掲げられている72の施策及び施策を構成する361の事業（平成23年度に実施した事業）

3 評価の手順

- (1) 目標に対する事業の進捗状況等を勘案し、事業課において「事業評価」を実施。
- (2) 生活大県PJワーキングチームにおいて、事業評価結果を踏まえた施策評価、PJ（政策）評価を実施し、PJの進行管理を行うとともに、今後の課題を抽出。

4 評価結果の概要

12のPJにおいて、「順調」は1PJ（8.3%）、「概ね順調」は6PJ（50%）、「やや遅れ」は5PJ（41.7%）となった。「暮らしの安全・安心PJ」は良好な実績を上げたが、大震災や原発事故が、観光・交流、イメージアップ分野などへ大きく影響した結果となった。

今後は、風評被害対策、医療体制づくり、高齢者が生きがいを持てる社会づくり、霞ヶ浦対策などに重点的に取り組む必要がある。

PJ		評価	主な理由	今後の対応
1	地域医療充実PJ	やや遅れ	10万人当たりの医師、看護職員数とも依然として低位。	医師確保についてさらなる施策の充実を図るとともに、医療機関の役割分担と連携を進め、安心して質の高い適切な医療を受けられる体制づくりを推進していく必要がある。
2	暮らしの安全・安心PJ	順調	交通安全対策、治安対策は概ね良好な結果。	防災意識の啓発、食品の放射性物質対策など、今後の県民への情報提供が重要である。
3	社会全体で取り組む子育て支援PJ	概ね順調	男女の出会いの場づくりや待機児童数の削減など期待通りの成果。	仕事と子育ての両立に向けた職場環境づくりや児童虐待対策の推進が求められる。
4	未来を担う子ども・若者育成PJ	概ね順調	職業訓練等産業を担う人づくりの取組が良好な結果。	基礎学力の定着や体験活動・ボランティア講座への参加者数などに課題があることから、引き続き、施策の推進を図っていく必要がある。
5	高齢者いきいき生涯現役PJ	やや遅れ	高齢者の生涯学習や生涯スポーツへの参加者が伸び悩む。	高齢者の社会活動への参加促進、多様な学習機会の提供に努め、高齢者がいきいきと活躍できるように、各種支援や環境整備に一層取り組む必要がある。
6	低炭素社会実現PJ	概ね順調	省エネルギー対策、廃棄物発生抑制など概ね期待どおりの成果。	国のエネルギー政策を注視し、今後も的確に対応していく。
7	泳げる霞ヶ浦再生PJ	やや遅れ	霞ヶ浦の水質（COD）が8mg/ℓ台と依然として高い水準。	生活排水対策、畜産・農地対策等の水質保全対策をさらに推進していくとともに、霞ヶ浦の魅力についての情報発信等による観光・交流の一層の推進に取り組んでいく必要がある。
8	質の高いライフスタイル創造PJ	概ね順調	風評被害の影響もあるが、暮らしの充実や地域づくりなど施策全体で良好な結果。	他PJと連携を図りながらの施策展開が求められる。商店街活性化や地域づくりなど、県民に主体的に参画してもらえるような事業展開も必要である。

9	競争力ある産業育成と雇用創出PJ	概ね順調	本県産業の競争力の強化や活力を高める各種施策、人材育成などは一定の成果。	中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、成長分野への参入等を支援し、競争力ある産業育成を図っていく必要がある。
10	いばらき農業成長産業化PJ	概ね順調	風評被害対策や農地などの災害復旧など概ね良好な結果。	風評被害払拭に重点を置いて施策を推進した。概ね順調であったが今後も農業改革大綱に基づき、着実に施策を展開する必要がある。
11	アジアへ広がる観光・交流推進PJ	やや遅れ	外国人観光客の減少が多くの施策へ影響。	各施策を連動させ、風評被害の払拭に向けた取り組みを一層推進していく必要がある。
12	いばらきイメージアップPJ	やや遅れ	安全・安心なイメージの回復、いばらきサポーターづくりに課題。	風評被害対策としての施策が一定の成果をあげているものもあるが、多様な広報媒体を活用して更なるイメージの回復を図っていく必要がある。

【評価結果】・・・構成する施策の評価結果を数値で分析し、「順調」「概ね順調」「やや遅れ」「遅れ」の4段階で評価

〈プロジェクトごとの施策・事業評価の状況〉

プロジェクト名	評価	施策評価				事業評価（進捗度）			
		[A]	[B]	[C]	[D]	[4]	[3]	[2]	[1]
		期待通りの成果	概ね期待通りの成果	期待した成果を下回る	期待した成果がない	100%以上	99～80%	79～50%	50%未満
地域医療充実PJ	やや遅れ	1 施策	5 施策	1 施策	1 施策	5 事業	14 事業	6 事業	2 事業
暮らしの安全・安心PJ	順調	4	3	—	—	23	21	2	1
社会全体で取り組む子育て支援PJ	概ね順調	1	3	1	—	8	18	5	1
未来を担う子ども・若者育成PJ	概ね順調	2	4	—	—	18	34	5	—
高齢者いきいき生涯現役PJ	やや遅れ	1	3	1	1	5	7	2	2
低炭素社会実現PJ	概ね順調	2	4	—	—	15	12	1	—
泳げる霞ヶ浦再生PJ	やや遅れ	2	—	1	1	13	15	2	3
質の高いライフスタイル創造PJ	概ね順調	—	5	—	—	12	16	7	1
競争力ある産業育成と雇用創出PJ	概ね順調	2	4	2	—	25	30	4	5
いばらき農業成長産業化PJ	概ね順調	1	5	1	—	10	26	5	1
アジアへ広がる観光・交流推進PJ	やや遅れ	—	3	2	—	3	11	6	6
いばらきイメージアップPJ	やや遅れ	—	4	2	—	4	15	6	—
計		15	43	11	3	141	219	51	22
(%)		20.8	59.7	15.3	4.2	32.6	50.6	11.8	5.0

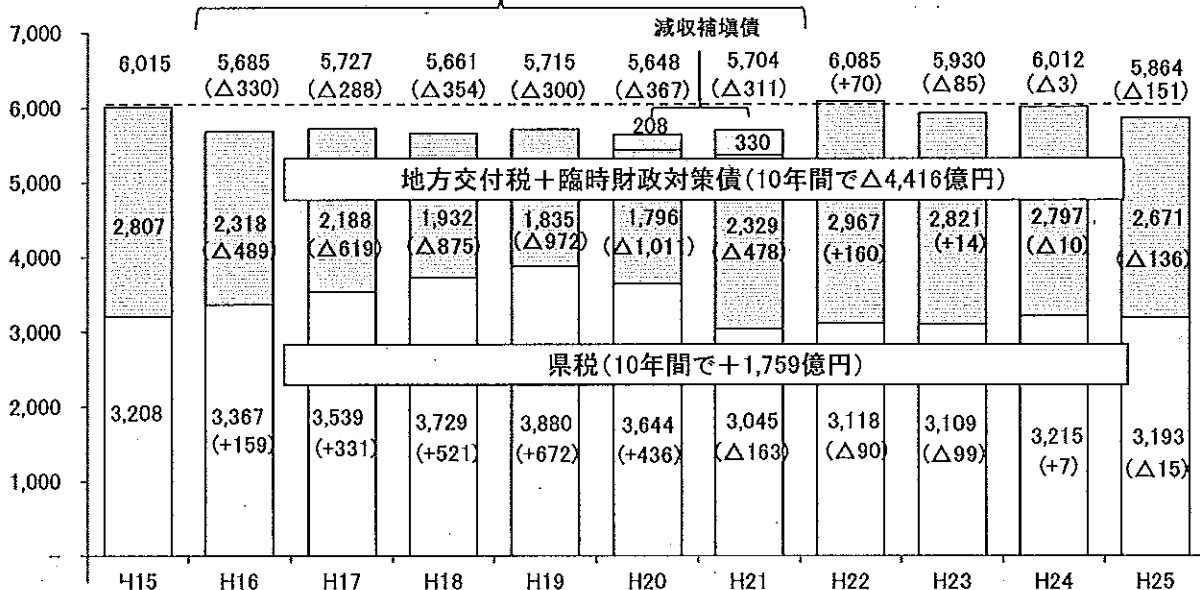
*事業評価数には再掲を含む

本県財政の概況

○県税・地方交付税等の推移

三位一体改革で減少した一般財源 6年間で△1,950億円

(単位:億円)



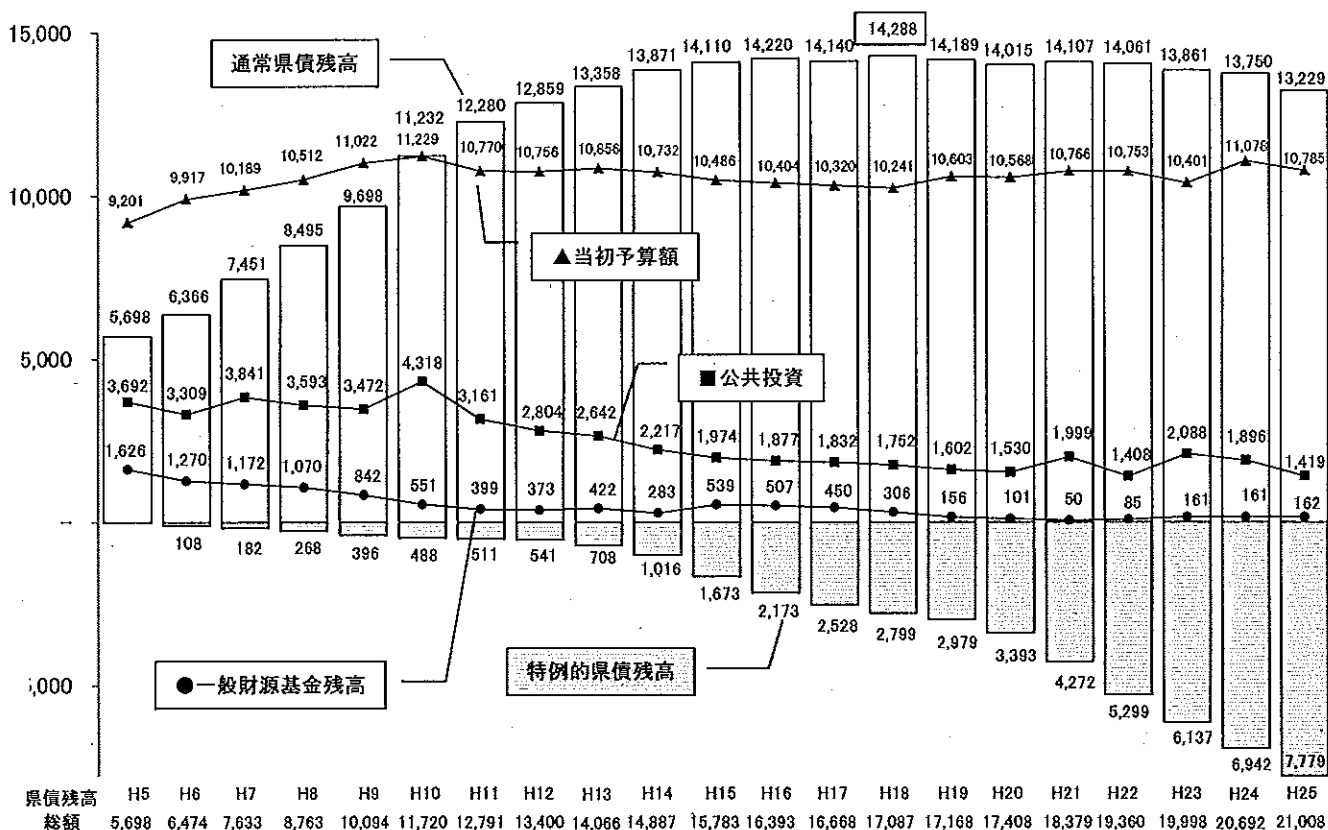
(注) H15～H23は決算額, H24は最終補正後予算額, H25は当初予算額。

「県税」は地方消費税清算後かつ税源移譲分を除き, 地方法人特別譲与税を含む。

「地方交付税」は震災関連の特別交付税を除く。

○県債残高, 当初予算, 公共投資及び一般財源基金残高の推移

(単位:億円)



(注) 1 「一般財源基金残高」及び「県債残高」は, H23までは決算額, H24は最終補正後予算額, H25は当初予算額。

2 「公共投資」は, H24までは最終補正後予算額, H25は当初予算額。

3 「特例的県債」は, 地方交付税の肩代わりのため発行した臨時財政対策債や, 減収補填債など。

4 「通常県債」は, 公共投資に充てた県債や, 退職手当債, 第三セクター等改革推進債など。

平成24年度最終補正予算：保有土地対策の概要

◎H24 最終補正時点における財源の確保額 約 250 億円

- ①一般財源の確保額 約 150 億円
(一般財源の主な増要因)
- ・ 県税収入の回復 82 億円
 - ・ 臨時財政対策債の増 16 億円
 - ・ 税交付金の減 27 億円
 - ・ 予算執行の節約 など

- ②県債を活用した保有土地対策財源の確保 93 億円
(当初予算 35 億円)
- ・ 退職手当債の追加発行 93 億円
- 当初予算で退職手当に充てた同額の一般財源を確保
退職手当債追加発行 退職手当 一般財源の確保
-

対 策

- 【対策Ⅰ】
1. 公共工業団地：計画償還の前倒し 125 億円
(将来負担全額解消)
 2. 桜の郷整備事業：借入金償還の前倒し 36 億円
(借入金全額償還)
 3. 土地開発公社：経営支援補助金前倒し 29 億円
(将来負担全額解消)
 4. 開 発 公 社：未造成工業団地未払金の清算 58 億円

効 果

- ・ 年間 1.4 億円の金利抑制効果 (想定)
(参考)
- 1.327%(開発公社) - 0.19%(県債) = 1.137%の金利負担抑制

【対策Ⅱ】

- ◎公共工業団地：
信託活用型 ABL (信託活用型債権流動化事業) の導入…**別紙**
- 目的
- ・ 金利負担の抑制 (公社：1.327% → ABL：1.02%以下 (想定))
約 23 億円の金利抑制効果 (想定)
 - ・ 開発公社の損失補償付き借入の解消

手 続

債務確定契約による譲渡債務の支払いに係る債務負担行為の設定
・ 公共工業団地の処分計画期間 (H41 までの 17 年間) 内で県が定
時償還。

調 達 額

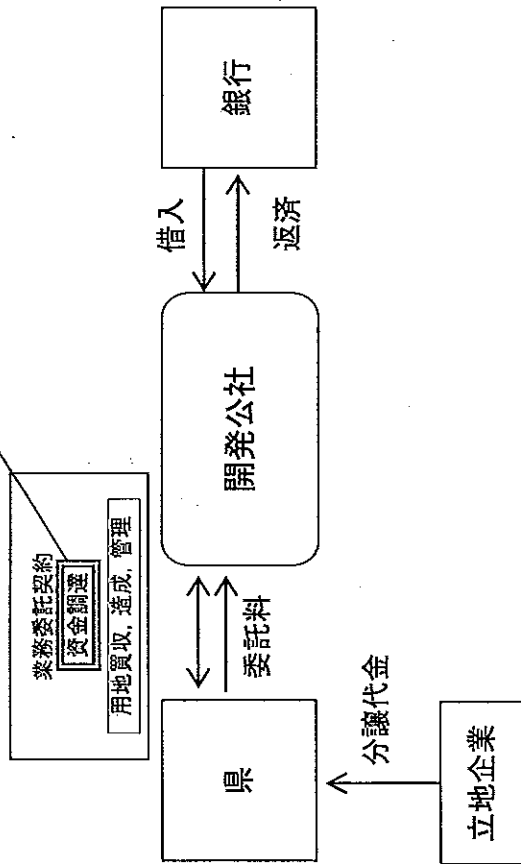
- ・ H24 末借入残高見込 約 399 億円
(宮の郷工業団地ほか 7 団地)
→ 公共工業団地の処分計画期間 (H41 までの 17 年間) 内で工
業団地の売売を目指す

信託活用型 ABL (信託活用型債権流動化事業) の活用

別紙

① 現行

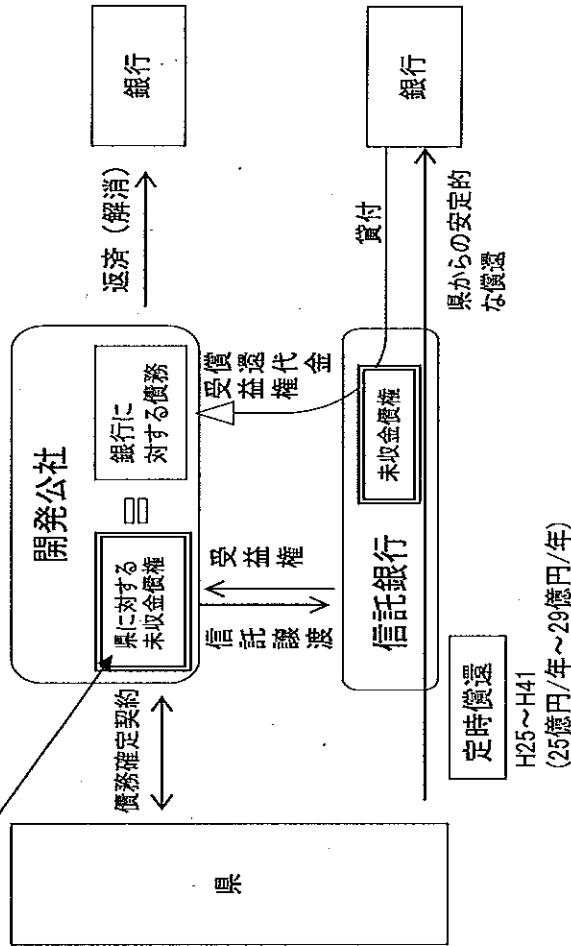
H24 末までの未収金



課題

- ・ 開発公社の信用力（経営状況）で借り入れられるため、借入利率が高い（公社：1.327%）
- ・ 開発公社による借入であるため、県の損失補償が存置
- ・ 分譲代金を基にした委託料の支払いであるため、銀行への返済が不定期

② 信託活用型 ABL 導入



課題解消

- ・ 県の信用力での借入となるため、借入利率の抑制が可能（1.02%以下を想定：23億円以上の金利抑制効果（想定））
- ・ 損失補償付借入を解消し、財政負担リスクを回避
- ・ 県からの定時償還に変更することで償還計画が確定

※ABL：Asset Backed Loan（アセット バックド ローン）の略

☆…H24最終補正により追加対策を講じたもの

保有土地等に係る実質的な将来負担への対策(H23決算ベース)

	H21	H22	H23	H24~26	H27~31	H32~36	H37~41
対策額	241億円	253億円	353億円	100億円程度/年 (H24:104億円)	同左	同左	10~100億円程度/年
それぞれの期末の実質的な将来負担見込残高	1,890億円程度	1,650億円程度	1,320億円程度	1,100億円程度	600億円程度(H31末)	200億円程度(H36末)	~億円程度(H41末)

【各事業の対策内容】 表則①番きは実質的な将来負担額

	H18~21	H22	H23	H24~26	H27~31	H32~36	H37~41
1. 住宅供給公社 (H23末:355億円)	経営支援補助金(H16償還超過対策) <46億円/年> ● 低額法評価増及び分擔等損失に対する支援 <9億円/年>	↑ 住宅供給公社の解散に伴う三セク改革推進費の活用(発行額:381億円) → 元利償還金の返済					
☆ 2. 土地開発公社 (H23末:24億円)		↑ H21保有土地評価損					
3. 桜の畑整備事業 (H23末:26億円)		☆ 借入金の計画的な償還 <8.6億円/年>					
4. 開発公社 (H23末:65億円)	経営支援補助金(~H00) 低額法導入による損失等を果補助金で支援<13~17億円/年> ● 未造成工業団地の事業 承認<7億円>						
☆ 5. 公共工業団地 ※1 (H23末:100億円)	借入金に対する現年度利子分を一般会計で負担 (H21:15億円, H22:12億円, H23:10億円, H24~41:65億円) <1~10億円/年> 借入金の計画的な償還 (H22最終:120億円追加, H23最終:250億円追加) <12~15億円/年>						
6. TX沿線開発 ※2,3 (H23末:433億円)	● 県管理基金の活用 <100億円>(最終)						
7. 港湾(臨海土地造成) (H23末:250億円)							
8. 阿見吉原地区 (H23末:62億円)							

※1 土地収入見込額を充当可能な特定歳入として除いた額

※2 TX鉄道会社からの果買付金償還金の一部(H29~37:331億円)を活用した繰上償還を除いた額

※3 対策額のほか、大規模緑地等公共用地の取得(H21年度:217億円, H22年度:217億円, H23年度:217億円, H24年度:217億円, H25年度:217億円, H26年度:217億円, H27年度:217億円, H28年度:217億円, H29年度:217億円, H30年度:217億円, H31年度:217億円, H32年度:217億円, H33年度:217億円, H34年度:217億円, H35年度:217億円, H36年度:217億円, H37年度:217億円, H38年度:217億円, H39年度:217億円, H40年度:217億円, H41年度:217億円)

財政収支見通し及び財源確保目標額

(1) H28までの財政収支見通し (単位: 億円)

区分		H 25	H 26	H 27	H 28
歳入	一般財源	6,955	6,960	7,010	6,920
	： 県税等	3,694	3,770	3,850	3,930
	： 地方交付税	1,759	1,720	1,710	1,570
	： 臨時財政対策債	1,051	1,010	980	940
	： 地方譲与税等	451	460	470	480
	国庫支出金	1,277	1,180	1,170	1,070
	県債(臨時財政対策債を除く)	431	610	620	460
	： うち行政改革推進債等	70	160	180	40
	その他歳入	2,122	1,590	1,530	1,450
	計 (A)	10,785	10,340	10,330	9,900
歳出	義務的な経費	5,919	5,970	6,070	6,130
	： 人件費(退職手当除き)	2,932	2,930	2,920	2,910
	： 退職手当	314	300	330	340
	： 社会保障関係費	1,219	1,270	1,320	1,360
	： 公債費	1,454	1,470	1,500	1,520
	投資的経費	1,419	1,320	1,270	930
	補助費等	1,657	1,620	1,610	1,620
	その他歳出	1,790	1,570	1,510	1,460
	計 (B)	10,785	10,480	10,460	10,140
歳入不足額 (A - B)	(△ 230)	△ 140	△ 130	△ 240	

(注) H25の歳入不足額欄()書きは、財源確保対策を講じる前の不足額

(2) 財源確保の目標額 (一般財源ベース) (単位: 億円)

区分		H 25	H 26	H 27	H 28
歳入不足額 (A)		△ 230	△ 140	△ 130	△ 240
歳出改革	人件費の抑制	35	8	10	24
	公共投資の縮減・重点化	7	7	7	7
	事務事業の見直し	33	49	47	53
	小計 (B)	75	64	64	84
歳入確保	自主財源の確保	13	15	15	15
	特別会計等資金の活用	2	1	1	1
	その他財源対策	-	-	-	100
	小計 (C)	15	16	16	116
財源確保額 (B)+(C) (D)	90	80	80	200	
財源不足額 (A)+(D) (E)	△ 140	△ 60	△ 50	△ 40	

(注) H25財源不足額140億円については、緊急避難的措置として県債管理基金から借入(繰替運用)を計上

【参考1】県債残高・プライマリーバランスの推移見込 (単位: 億円)

区分	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
県債残高	20,692	21,008	21,426	21,816	21,984
うち特例的県債を除く県債残高	13,750	13,229	12,880	12,552	12,092
プライマリーバランス	△ 427	△ 168	△ 201	△ 152	△ 2
臨時財政対策債を除くプライマリーバランス	596	883	807	831	934

【参考2】県債管理基金からの借入(繰替運用)の状況 (単位: 億円)

	H 22	H 23	H 24	H 25
繰替運用額	110	60	80	140

(注) H22~H24の繰替運用は3月補正で解消し、実施していない。

【参考3】県債管理基金の年度末残高見込 (単位: 億円)

	H 25	H 26	H 27	H 28
年度末残高見込額	426	446	395	354

県出資団体数等の削減について

1 県出資団体の削減状況（H24年度）

	法人名	削減の理由等
1	(社)茨城県林業協会	財政的援助要件※に非該当(H24年4月)
2	(一財)茨城県住宅管理センター	出捐金相当額の県への寄附(H24年5月)
3	(財)茨城県青少年協会	(社)青少年育成茨城県民会議と合併(H24年10月)
4	日立港木材倉庫(株)	県保有株式の譲渡(H25年3月)
5	つくば国際貨物ターミナル(株)	法人の解散(H25年3月)

※財政的援助要件：県の補助金等が3年連続して法人の収入額の1/4以上の法人

2 県出資団体数の推移

（各年度末現在）

年度	財団法人	社団法人	特殊法人	会社法法人	計	前年度比
H21	27	5	7	15	54	—
H22	25	2	6	15	48	▲6
H23	24	2	6	15	47	▲1
H24	22	1	6	13	42	▲5

※財団法人、社団法人には、公益法人等移行後の公益財団(社団)法人、一般財団(社団)法人を含む。

3 人的関与（県派遣職員）の削減

（単位：人）

区分	H23	H24	H24-H23	削減理由等
県派遣職員数	175	159	▲16	
（主な削減状況）				
教育財団	83	79	▲4	県南・県西生涯学習センターのNPO法人への移管
栽培漁業協会	3	0	▲3	被災による業務縮小
建設技術管理センター	3	1	▲2	プロパー職員への切替え
農林振興公社	14	13	▲1	業務の見直し
中小企業振興公社	1	0	▲1	

4 財政的関与（補助金・委託料・貸付金）の縮減

（単位：百万円）

区分	H22決算	H23決算	H23-H22	削減理由等
補助金等計	24,305	17,105	▲7,200	
（主な削減状況）				
環境保全事業団	5,500	700	▲4,800	運転資金貸付金の減少
住宅管理センター	1,547	0	▲1,547	指導対象外法人となったため
教育財団	2,253	1,498	▲755	指定管理施設の減
体育協会	756	587	▲169	被災による指定管理料の減

平成24年度の経営評価結果について

1 経営評価の視点

経営評価は、「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき毎年度の実施が義務付けられており、①目的適合性、②計画性、③組織運営の健全性、④効率性、⑤財務の健全性の5つの視点から、多角的な評価を実施。

(5つの視点)

目的適合性	法人事業と当初の設立目的が適合しているか。
計画性	経営目的・経営方針が計画等に反映され、計画・実行・見直しが行われているか。
組織運営の健全性	内部統制が適切で、かつ情報公開による透明性の確保が適切か。
効率性	人的・物的な経営資源が有効に活用されているか。
財務の健全性	財務の健全性が確保されているか。

2 評価結果

総務部に設置している経営評価チームが、42法人について経営評価を実施した結果は次表のとおり。

また、各法人の評価区分は、次ページの「平成24年度経営評価区分一覧」とおり。

評価区分	法人数		
	H22年度	H23年度	H24年度
概ね良好	18 (36%)	19 (40%)	21 (50%)
改善の余地あり	17 (34%)	18 (38%)	14 (33%)
改善措置が必要	10 (20%)	5 (11%)	2 (5%)
緊急の改善措置が必要	5 (10%)	5 (11%)	5 (12%)
計	50	47	42

※経営評価チーム：公認会計士(2名)+総務部職員(6名)

平成24年度経営評価区分一覧

評価区分	法人数	法人名
概ね良好	21	<ul style="list-style-type: none"> ○(財)つくば都市振興財団 ○(財)いばらき文化振興財団 ○(公財)茨城県国際交流協会 ↑ ○(公財)茨城県消防協会 ↑ ○(財)茨城県環境保全事業団 ↑ ○(財)いばらき腎バンク ○茨城県信用保証協会 ○(公財)茨城県中小企業振興公社 ○(株)つくば研究支援センター ○(株)ひたちなかテクノセンター ○(財)茨城カウンセリングセンター ○(公社)園芸いばらき振興協会 ○茨城県農業信用基金協会 ○茨城県漁業信用基金協会 ○(一財)茨城県建設技術公社 ○(財)茨城県建設技術管理センター ○鹿島埠頭(株) ○(株)茨城ポートオーソリティ ↑ ○(公財)茨城県体育協会 ○(公財)茨城県防犯協会 ○(公財)茨城県暴力追放推進センター
改善の余地あり	14	<ul style="list-style-type: none"> ○鹿島臨海鉄道(株) ○(財)茨城県科学技術振興財団 ↑ ○鹿島共同再資源化センター(株) ○(財)茨城県看護教育財団 ○(社福)茨城県社会福祉事業団 ○(株)いばらきIT人材開発センター ○(株)茨城県中央食肉公社 ○(公財)茨城県農林振興公社 ○(株)いばらき森林サービス ○(財)茨城県栽培漁業協会 ○(公財)那珂川沿岸土地改良基金協会 ○日立埠頭(株) ○(公財)茨城県企業公社 ↑ ○(公財)茨城県教育財団
改善措置が必要	2	<ul style="list-style-type: none"> ○(財)グリーンふるさと振興機構 ↓ ○筑波都市整備(株)
緊急の改善措置が必要	5	<ul style="list-style-type: none"> ○(株)茨城放送 ○(財)茨城県開発公社 ○鹿島都市開発(株) ○茨城県道路公社 ○茨城県土地開発公社
計	42	

↑ : 評価が上がった法人
 ↓ : 評価が下がった法人

「義務付け・枠付け」の見直しを踏まえた 本県の主な独自基準

○ 福祉施設等における災害対策

福祉施設等における災害対策の国の基準は、施設によって不統一な状況にある。東日本大震災の被災県として、入所者の安全確保の観点から、これらを義務規定に統一するとともに、国の基準にない食品や医薬品等の備蓄を努力義務にするなどして、災害への様々な備えを十分に行う。

<施設ごとの災害対策規定状況（国基準）>

施設名	災害設備の設置	災害計画の策定	関係機関への通報等体制	定期的な訓練の実施	食品の備蓄等
保護施設	義務	義務	規定なし	義務	規定なし
婦人保護施設	義務	義務	規定なし	義務	規定なし
児童福祉施設	努力義務	努力義務	規定なし	努力義務(※)	規定なし
老人福祉法関連施設	義務	義務	義務	義務	規定なし
軽費老人ホーム	義務	義務	義務	義務	規定なし
介護保険法関連施設	義務	義務	義務	義務	規定なし
障害者自立支援法関連施設	義務	義務	義務	義務	規定なし
児童福祉法関連障害者施設	義務	義務	義務	義務	規定なし

※ 避難及び消火の訓練は義務規定

独自基準の設定

○ 災害対策に係る規定（災害設備の設置，具体的な災害計画の策定（関係機関への通報等体制の整備を含む），定期的な訓練の実施）を義務規定に統一

○ 災害時に備えた食品や医薬品等の備蓄，地域住民や他の社会福祉施設等との連携・協力体制の構築について，努力義務として規定 ←

※婦人保護施設は，所在地非公開施設のため，食品等の備蓄のみ規定

○ 特別養護老人ホーム，指定介護老人福祉施設の居室定員

入所者の尊厳の保持や自立支援を図るため，ユニット型個室を基本とするが，低所得者の利用も可能とするため，ユニット型以外の居室の定員を条件付きで「4人以下」とし，多床室を整備する。（国基準1人）

○ 介護保険法に基づく施設等における記録の保存期間

入所者の処遇の状況に関する記録の保存期間について，介護保険の保険者が介護給付費の返還請求ができる5年（国基準2年）とする。

○ 道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例の独自基準

本県の現状や課題を踏まえた独自基準を設定することにより、地域特性や交通量等に合わせた道路整備を推進する。

道路構造令 (国の参酌基準)	本県の現状・課題	独自基準の概要
県道については、 <u>山地部</u> でのみ1.5車線整備が可能	本県は平地部が多いことを考慮し、交通状況に応じて、道路整備を行うことができるようにする必要がある。	道路の区分(※)を本県の地域の交通状況に合わせて規定することで、平地部においても1.5車線の整備を可能となるよう規定
標準的な幅員に0.25mを加えた広い幅員にできるのは幹線道路に限定	工業団地周辺などでは、大型車が多く通行する場合があることから、幹線道路以外でも、広い幅員による整備ができるようにする必要がある。	全ての県道において、交通状況に応じ、標準幅員に0.25mを加えた広い幅員で整備を可能となるよう規定
歩道の <u>最小幅員は2.0m</u> に規定	歩行者等の安全確保のため歩道の整備を推進する必要がある。	歩道の設置を推進するため、歩行者が極めて少ない場合などにおいて、 <u>最小幅員を1.5m</u> にして整備を可能となるよう規定
植樹帯の設置は <u>都市部に</u> 設置の義務	都市部において、緑地など周辺に緑が多い区間においては、必ずしも設置する必要がない。	都市部の設置義務を緩和し、 <u>都市部・地方部とも必要に応じて植樹帯を設けることができる</u> よう規定
標識のローマ字の文字寸法は文字(漢字・かな)の2分の1に規定	ローマ字の視認性を高めるため、文字寸法を大きくする必要がある。	標識のローマ字の文字寸法は文字(漢字・かな)の2分の1又は3分の2に規定

※道路の区分は、計画交通量、道路の存する地域等から定まるものであり、その区分により、車線数、幅員等の道路の基本構造が決定される。

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関連条例の独自基準

現在推進している「茨城県人にやさしいまちづくり条例(施行規則)」の規定を盛り込む(いずれも国の参酌基準に示されていない基準)ことにより、高齢者、障害者等が暮らしやすい環境の整備を推進する。

条例名称	項目	独自基準の概要
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な <u>道路の構造</u> に関する基準を定める条例	歩道等	○側溝等の蓋は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造とする。
	自動車駐車場の便所	○車椅子利用者用便房内に、非常ベル等の外部に緊急を知らせる装置を取り付ける。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき移動等円滑化のために必要な <u>特定公園施設の設置</u> に関する基準を定める条例	園路及び広場	○側溝等の蓋は、つえ、車椅子の車輪等が落ち込まない構造とする。 ○傾斜路は、その前後の通路等の色と明度等の差を大きくし、識別しやすいものとする。 ○傾斜路の上端に近接する踊り場部分等に視覚障害者誘導用ブロック等を敷設する。
	駐車場	○特定公園施設から車椅子用駐車施設までの経路の長さをできるだけ短くなる位置に設ける。
	便所	○車椅子利用者用便房内に、非常ベル等の外部に緊急を知らせる装置を取り付ける。